

(別表1)

事業継続力強化支援計画

## 事業継続力強化支援事業の目標

### I 現状

#### (1) 地域の災害リスク

##### 1) 下妻市の概要

下妻市は茨城県の西南部、東京から60km圏に位置し、北は筑西市、南は常総市、東はつくば市と筑西市、西は結城郡八千代町に接している。本市は筑波山を背景とした比較的平坦な地形であり、東には小貝川、西には鬼怒川、まちの中央には市民の憩いの場として知られる砂沼と、豊かな水環境に恵まれ、比較的肥沃な土地を活かした農業や畜産業が盛んである。本市には、「筑波サーキット」があり、レース開催時には全国から多くのモータースポーツファンが集まる。また、天然温泉が楽しめる「ピアスパークしもつま」や国道294号沿線に設置された「道の駅しもつま」、「やすらぎの里しもつま」や「さんぽの駅サン・SUNさぬま」、「W a i w a i ドーム」などの観光施設が整備されている。これらの恵まれた自然環境や観光資源を活かして、「輝く自然・あふれるやさしさ・活力みなぎるまちしもつま」を目指し、まちづくりを進めている。

##### 2) 想定される地域の災害リスク

(洪水ハザードマップ)

本市には、東の市境には小貝川、西の市境には鬼怒川、北西部には糸繰川が流れ、市域は河川で囲まれており、その他にも多数の中小河川が流れている。特に鬼怒川と小貝川は流域面積も大きく過去には大規模な水害も発生していることから、両河川のハザードマップを作成し、水害に備えるため市民等に広く周知している。

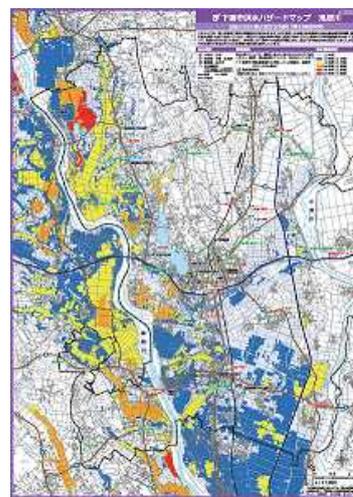
##### ① 鬼怒川ハザードマップ (浸水想定区域図)

([https://www.city.shimotsuma.lg.jp/data/doc/1527752748\\_doc\\_148\\_0.pdf](https://www.city.shimotsuma.lg.jp/data/doc/1527752748_doc_148_0.pdf))

##### ② 鬼怒川ハザードマップ (浸水継続時間)

([https://www.city.shimotsuma.lg.jp/data/doc/1527752748\\_doc\\_148\\_1.pdf](https://www.city.shimotsuma.lg.jp/data/doc/1527752748_doc_148_1.pdf))

国土交通省下館河川事務所が平成28年8月2日に指定した利根川水系鬼怒川の洪水浸水想定区域図(想定最大規模)を基に下妻市洪水ハザードマップを作成した。このマップは、想定される最大規模の降雨(鬼怒川流域・石井上流域の72時間総雨量669mm)によって、鬼怒川がはん濫した場合に、浸水が想定される区域(洪水浸水想定区域)と、その浸水深を表示している。



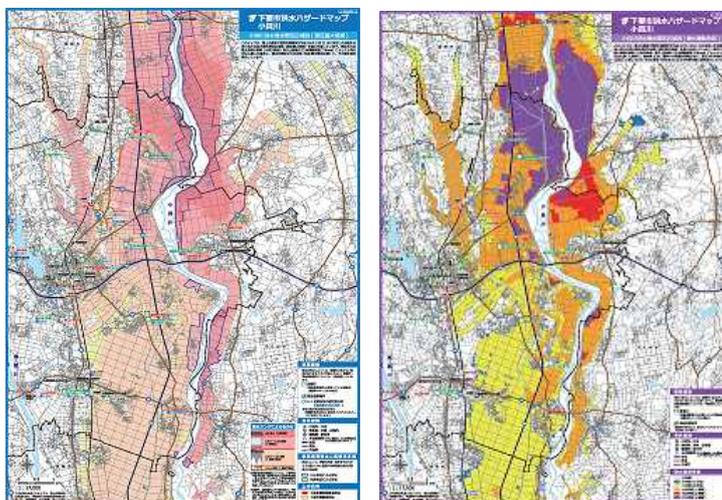
③小貝川ハザードマップ（浸水想定区域図）

([https://www.city.shimotsuma.lg.jp/data/doc/1527752748\\_doc\\_148\\_2.pdf](https://www.city.shimotsuma.lg.jp/data/doc/1527752748_doc_148_2.pdf))

④小貝川ハザードマップ（浸水継続時間）

([https://www.city.shimotsuma.lg.jp/data/doc/1527752748\\_doc\\_148\\_3.pdf](https://www.city.shimotsuma.lg.jp/data/doc/1527752748_doc_148_3.pdf))

国土交通省下館河川事務所が平成29年3月21日に指定した利根川水系小貝川の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を基に下妻市洪水ハザードマップを作成した。このマップは、想定される最大規模の降雨（小貝川流域・黒子上流域の72時間総雨量778mm）によって、小貝川がはん濫した場合に、浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）と、その浸水深を表示している。



（土砂災害ハザードマップ）(<https://www.city.shimotsuma.lg.jp/page/page002134.html>)

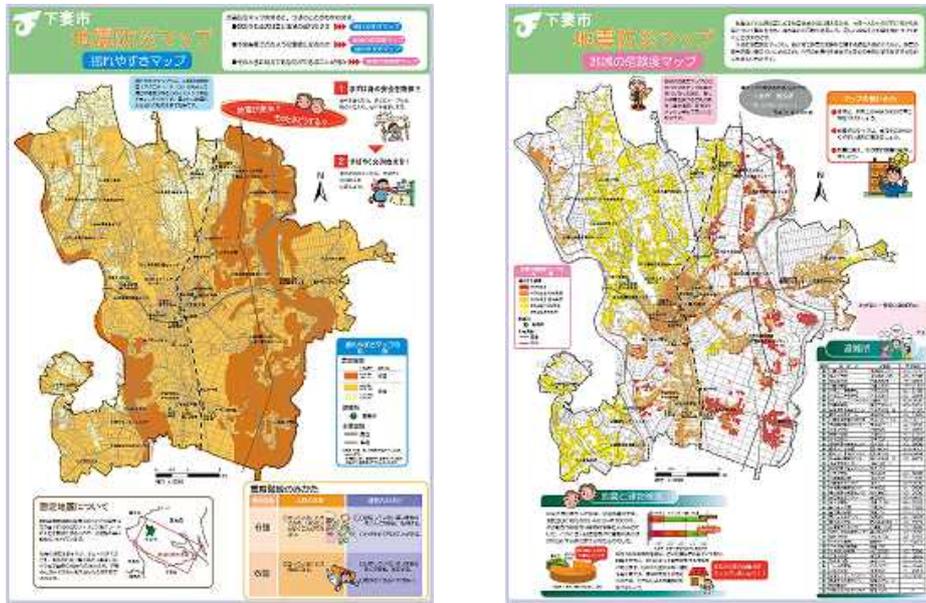
茨城県から市内5箇所の土砂災害警戒区域等が指定されており、大雨などにより土砂災害が想定される。市ではハザードマップを作成し、被害の未然防止を図る観点から市民等に広く周知している。



（地震防災マップ）

本市への影響が最も大きい地震は、「茨城・埼玉県境の地震（マグニチュード7.3、最大震度6強）」と位置付けている。この地震は、国（内閣府）が想定した首都直下のM7クラスの地震のうち、県南部に影響がある地震である。市では2種類の地域防災マップを作成し、災害に備えるため市民等に広く周知している。

- ① 地震防災マップ（揺れやすさマップ）  
[https://www.city.shimotsuma.lg.jp/data/doc/1527837728\\_doc\\_148\\_0.pdf](https://www.city.shimotsuma.lg.jp/data/doc/1527837728_doc_148_0.pdf)
- ② 地震防災マップ（地域の危険度マップ）  
[https://www.city.shimotsuma.lg.jp/data/doc/1527837728\\_doc\\_148\\_1.pdf](https://www.city.shimotsuma.lg.jp/data/doc/1527837728_doc_148_1.pdf)



**【茨城・埼玉県境の地震による下妻市における被害想定】**

被害の区分	被害数
建物被害 全壊・焼失棟数	3 5 6
建物被害 半壊棟数	1, 6 7 1
停電件数	2 3, 6 6 7
固定電話不通回線数	6, 1 6 2
上水道支障人口	3 8, 0 9 4
下水道機能支障人口	1 1, 8 7 1
火災 焼失棟数	1 6 9

出典：市業務継続計画

**(感染症)**

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

感染症の場合、自然災害と違い全業種が即時事業停止に陥ることはなく、時間差で事業継続に影響がでてくる。飲食店の場合は、休業要請に伴う休業や時短営業による影響、また小売・サービス業を含めて外出自粛による消費力低下により売上が急減する。

製造業や建設業においては、海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注の停止や着工遅延やキャンセルなどの影響が出る。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1, 989人
- ・小規模事業者数 1, 549人

### 【商工業者数の業種別内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	317	310	市内全域に広く分散している
製造業	283	225	
卸・小売業	543	348	
飲食業・宿泊業	202	191	
サービス業	321	266	
その他	323	209	
計	1, 989	1, 549	

※出典元：平成28年経済センサス活動調査

## (3) これまでの取組

### 1) 当市の取組

(自然災害)

- ・地域防災計画の策定
- ・業務継続計画の策定
- ・国土強靱化地域計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地域防災マップ等の作成
- ・防災ラジオなどによる情報伝達体制の構築
- ・防災用資機材の設置及び備蓄
- ・避難所・避難場所の指定
- ・災害時応援協定の締結

(感染症)

- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う事業者支援策の実施

### 2) 当会の取組

(自然災害)

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・税制優遇や補助金加点に係る事業継続力強化計画作成支援
- ・茨城県火災共済協同組合等と連携した損害保険への加入促進
- ・直接被害で罹災された事業者や間接被害で影響を受けている事業者を対象に、制度融資を活用した融資相談会（一日公庫）開催
- ・水害復興支援金の申請手続き
- ・商工会青年部を中心にした災害復興活動
- ・商工業者の被災状況の調査及び関係機関への報告
- ・優遇税制や国・県の災害施策の情報提供
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯等）を備蓄

(感染症)

- ・緊急相談窓口の設置
- ・茨城県、茨城県商工会連合会、当市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供
- ・感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者を対象に、制度融資を利活用した融資相談会を開催
- ・当会の会員を対象に、感染症により企業活動にどんな影響を受けているのか等について実態調査（影響）を実施
- ・下妻市テイクアウト推進事業への協力
- ・イベントの中止／延期

## II 課題

現状では、緊急時の取組に係る協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員が十分にいないといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策においても、管内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

(商工会の課題)

- ・下妻市と当会における災害時の取組は、令和4年3月の「下妻市地域防災計画 地震災害対策計画及び風水害対策計画」で、「被害調査に関すること、物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること、融資希望者の取りまとめ、あっせん等に関すること」と規定されているが、その具体的な協力体制や対応に関するマニュアルが整備されていない。
- ・BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育できていない。
- ・当会には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

(管内事業者の課題)

- ・管内事業者の事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。また、家族のみで経営している小規模事業者等においては、BCPへの関心が低く、BCPに取り組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分である。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。

- 事業継続力強化計画認定 5社/年
- 各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）10社/年  
（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）
- ・感染症リスクに対しても、当会において感染症発生時には速やかに保健所や医療機関への報告、当会館の消毒や閉館の考え方など感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。また、当会館内の感染予防対策を行った上での来客者への対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制などの感染症リスクに機動的に対応できる体制構築も同時に図る。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

当市と本計画を策定し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや個別相談会の開催、行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和4年度に事業継続計画（BCP）を作成。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・損保会社等に専門家の派遣を依頼し、市内事業者を対象に普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。また、関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼やリーフレット設置を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・必要に応じて、(仮称)下妻市事業継続力強化支援運営会議（構成員：当会、当市、専門家）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・避難訓練、安否確認訓練、事業継続に係るバックアップの手順確認
- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### < 2. 発災後の対策 >

#### ■大規模自然災害

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等（家屋被害や道路状況等）を当会と当市で共有する。）

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）  
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員の被災等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

### 3) 被害情報の共有

- ・当市と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

## ■感染症の世界的大流行（パンデミック）

- ・感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

### 1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

### 2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当市は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

### 3) 被害情報の共有

- ・当市と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

### 4) 被害情報の報告

- ・当市と当市とで情報を共有した上で、当市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当市においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。



#### **< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >**

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

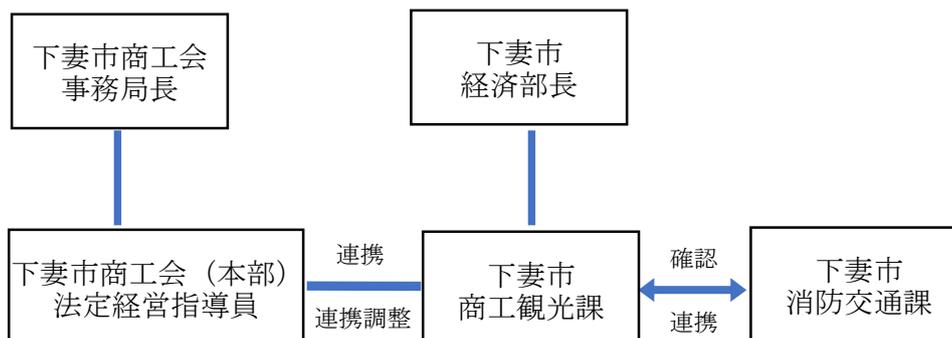
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 黒須清文 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

下妻市商工会 経営支援課

〒304-0056 茨城県下妻市長塚 74-1

TEL : 0296-43-3412 / FAX : 0296-43-3168

E-mail : info@shimotsuma.or.jp

②関係市町村

下妻市役所 商工観光課

〒304-8501 茨城県下妻市本城町 2-22

TEL : 0296-43-2111 / FAX : 0296-44-6004

E-mail : syouko@city.shimotsuma.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、市補助金、県補助金、事業収入など 但し、専門家派遣・セミナー開催等で連携する損保会社等が無償で派遣承諾頂いたときは、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等